

# 春の全国交通安全運動

令和5年 5月11日(木)～5月20日(土)

【5月20日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です】



＼4月は／

## 新入学(園)児を守る交通安全週間

令和5年 4月6日(木)～4月12日(水)

- ♥ 新入学児・新入園児に交通安全指導をしましょう  
～渡るよサインを活用～
- ♥ 通学路の施設等を点検・整備し、保護活動をしましょう
- ♥ 6歳未満のこどもにはチャイルドシートを必ず使用しましょう



改定した

# 自転車安全利用五則 を守りましょう!

**1**

**車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先**

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるとときは一時停止しなければなりません。

**2**

**交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

**3**

**夜間はライトを点灯**

夜間は必ずライトを点灯しましょう。

**4**

**飲酒運転は禁止**

自転車も飲酒運転は禁止です。

**5**

**ヘルメットを着用**

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



## ヘルメット着用が努力義務化

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者にヘルメットの着用が義務付けられました。ただし、罰則のない努力義務となります。

ヘルメットは頭部を保護するのに大変効果的なものです。自転車乗用中の死者の致命傷部位は、頭部損傷が6割を占めます。自分自身のいのちを守るためにヘルメットを着用しましょう。

## おしゃれで安全な着せ替え帽子付き 自転車おとな用ヘルメット



税込価格 7,722円~

交通安全協会窓口で販売しています。(予約制)